

日本における難民の受け入れと社会統合

—タイ難民キャンプからのカレン族を事例に—

三浦 純子

(東京大学・難民移民ドキュメンテーションセンター学術支援職員)

1. はじめに

キャンプのような状態に暮らす、長期化した難民状況 (Protracted Refugee Situations)¹におかれている人々は世界の難民人口の10%にもなるといわれ、深刻な問題となっている²。難民保護の手段として、国連難民高等弁務官事務所 (UNHCR) は第三国定住プログラムを推進している。タイ・ミャンマー³の国境には14万人を超えるミャンマー難民が、難民キャンプにはほぼ30年近くの年月滞在している⁴。米国、カナダ、オーストラリアなどは、この地域からの難民を多数受け入れている主要な国々である。

日本はUNHCRに巨額の資金を拠出しているにもかかわらず、実際には難民を受け入れないと国際的に批判されている。そうした中、日本は新しい「難民受け入れ」の試みを開始した。2010年、日本はパイロットケースとしてアジアで初めて、第三国定住プログラムを導入した。同年、タイ・ミャンマー国境にある最大の難民キャンプ、メラ (Mae La) 難民キャンプ⁵からミャンマー難民の第一陣の家族が来日した。続いて、第二陣の家族も2011年の秋に来日し、外務省の外郭団体であるアジア福祉教育財団難民事業本部 (RHQ)⁶にて半年間の研修を受けた。2012年3月末には定住先へ移動し、自立に向け努力しているところである。到着後より、生活ガイダンスや日本語などの研修が親のグループ、子どものグループと分かれて行われる。国際社会から見れば、日本政府がこのパイロットプロジェクトを導入したことは、イメージの向上につながる。しかし、当事者の難民らは現在、日本での生活に難しさを感じているという。第三国定住の第一陣の家族らを受け入れて約2年が経過し、様々な課題が浮き彫りになっている。

この報告では、第一に第三国定住の概要を記述する。続いて、東京大学・難民移民ドキュメンテーションセンター (CDR)⁷ (以下CDRとする) による独自のフィールド調査により、明らかになった状況を記述する。最後に、第三国定住プログラムの将来の展望と可能性に

ついて、検討していきたい。

2. 第三国定住プログラム

米国やオーストラリアなどの先進諸国が多くの数の難民を受け入れているが、第三国定住については、定住可能な枠と定住の受け入れを必要としている人の数に非常に大きな開きがある。現在、全体の難民の数の約10%にあたる、80万5500人ほどの難民が再定住を必要としているといわれる⁸。再定住を必要としている難民の数は、日々増加傾向にある。2009年、その数の70%はイラク、ミャンマー、そしてブータンからの難民が占めていた。第三国定住を導入して、難民を受け入れている主な国は、米国、オーストラリア、カナダなどである⁹。しかしながら、再定住の受け入れ先が不足していることから、UNHCRはより多くの国々に第三国定住プログラムを導入してもらうことを推進している。その結果、2008年以降、ブルガリア、チェコ、フランス、ポルトガル、ルーマニア、スペイン、そして日本の7カ国が新たにプログラムを導入することが決定した¹⁰。

このような背景から、日本は第三国定住プログラムの試験的な導入を開始した。2008年12月、日本政府は閣議了解において、2010年より3年間にわたり1年で30名ずつ、合計90名のミャンマー難民をタイの難民キャンプから受け入れることを決定した。ここで受け入れ対象として選定された難民は少数民族のカレン族である。このプログラムの導入が成功すれば、日本は将来的にもっと難民を受け入れたいとしている¹¹。アジアでの難民問題の状況を少しでも緩和する意図があるため¹²、タイ・ミャンマー国境付近にある9つの難民キャンプのなかでも、最大の人数を受け入れているメラ難民キャンプから第三国定住の候補者が選ばれることとなった。再定住難民受け入れを、「メラ・キャンプ」に限定していたものの、日本行きの第三国定住の希望者の数が予想以上に少なかった。受け入れ候補者数の確保を目的に、2012年の第三陣の選定より、周辺の「ヌボ・キャンプ」及び「ウンピナム・キャンプ」を対象

キャンプを拡大した。

閣議了解において、政府が難民を選定する基準、定住許可条件として、以下を設定している¹³。「UNHCRが国際的な保護の必要な者と認め、我が国に対してその保護を推薦する者」、「日本社会への適応能力がある者であって、生活を営むに足る職に就くことが見込まれるもの及びその配偶者又は子」¹⁴。

UNHCR及び国際移住機関 (IOM) のアシストを受け、法務省によって第一陣の候補者が2010年2月に選ばれた。基本的な家族情報、個人情報などの質問を中心に面接が行われた結果、子どもを含む、5家族27名が第一陣として来日することとなる。彼らは、出発前にメラ難民キャンプにて日本語教育、文化オリエンテーションなどの研修を受けている¹⁵。再定住に関して、IOMは法的な諸手続きの補助、医療スクリーニング、文化オリエンテーション、語学研修や定住先への移動に関してなどの役割を担っている¹⁶。

日本に到着後は、難民事業本部 (RHQ) の支援センターで住居が用意され、180日間の日本語学習や生活ガイダンスなどの研修が行われる。しかしながら、この半年間の研修プログラムは難民らが日本で自立するには、短すぎる。こうした、自立には不十分である定住支援期間の短さや、かつてインドシナ難民を受け入れた際の反省が生かされていないことが指摘される¹⁷。特に、日本語学習はキャンプにおいて学習の機会がある英語などと異なり、馴染みが薄く、習得しづらい。米国で既に再定住プログラムを導入し、難民受け入れをしている一つの州、メリーランド事務所で勤務するマーティン・フォードは、雇用のためには語学研修が必須であることを指摘している。更には、地方自治体や企業の支援などの重要性も強調しており、特に子どもは、長期的な視点で教育や就職の必要性も考慮にいれるべきだとしている¹⁸。

次の章では、メディア等で情報提供されなかった、定住直後の第一陣の難民の様子について、CDR独自の研究プロジェクトを通じて筆者が行った調査を中心に報告をまとめていきたい。

3. 日本へ再定住した第一陣のカレン難民

a) 聞き取り調査：手法と背景

大きな期待を受けて開始された第三国定住プログラムであったが、第一陣として迎え入れられた難民は、すぐに安定した定住には至らず、困難に直面した。日

本政府は、一般に公開される情報を極端に規制し、定住された難民と一般組織やNGOはほとんど接触ができない状況であった。プロジェクトの「成功」のために日本政府がとった戦略は第三国定住難民の外部からの隔離であり、NGOは政策形成や定住政策執行過程から排除され、またメディアへの情報提供も制限された、と指摘される¹⁹。こうした状況下で、定住難民の情報を得る事は非常に困難であった。

インタビューは質的調査を基に、グループでの聞き取りを行った。自身も難民である大学院生より通訳の協力を得て、難民の定住先である三重県と千葉県で行われた。調査日程は、彼らが日本に到着後の半年間の研修を終え、定住先へ越してから1ヶ月後にあたる2011年5月に行った。聞き取りの質問項目は、難民の社会統合に焦点を当て、難民となった背景、研修、仕事、教育、支援の観点を中心に定められた。

来日後の研修を終え、職場の候補先が定まった先に5家族は移り住んだ。場所は、千葉県・東金市と八街市、三重県・鈴鹿市に分かれて定住。2家族12名は千葉県で1世帯ずつ別々に住居を構え、三重県では3世帯が1軒に住み、それぞれ新しい生活を始めることとなった。しいたけ、野菜などの農業に従事する²⁰。定住後、初めの半年間は職業訓練期間で正式な雇用ではないため、事業主からの給与は与えられない。その代わりに、RHQが職場適応訓練受講援助費として訓練生である難民に月額およそ12万円～15万円を支給する²¹。

こうした事実が政府やメディア、支援団体等から正式に発表されていた。しかし、難民がどのような状況に置かれているのかという詳細な情報までは報道されていなかった。試験的に再定住プログラムが行われており、まだ制度改善が必要なことから、難民が直面している現実を知ることが重要だと思われた。政治性の強いこの事業から、人類学的にミクロな視点に焦点を当て、「難民の声」を聞くことが欠かせない。これが、筆者がCDRの数名の研究者と共に現地で聞き取り調査を行った目的である。

b) 調査内容

インタビュー調査からは報道で捉えられない事実がいくつか明らかになったといえる。千葉県、三重県の2箇所で行われた聞き取りからは、その状況の違いをはっきりと垣間みることができた。

まず、千葉県に移り住んだ2家族についての状況である。両家族共に八街市の農家で職業訓練を行って

いた。報道では、一口に八街市に定住といわれていたが、八街市と東金市に別々に居住先を構えていた。受け入れ先の自治体が異なることで、情報が混乱することがあったという。また、車がないと移動が非常に不便な環境であった。2家族の住居は距離が離れており、徒歩で1時間ほどかかる場所であった。ある難民は、「再定住難民の5家族が同じ場所へ暮らすことが理想であったが、それは叶わないにしても、2家族がせめて近くに住居を構えたかった」と話した。自動車免許を持たない難民のこの地域での交通手段は、「自転車」もしくは「徒歩」である。自動車が乗れない者もいて、不便であることをしきりに訴えていた。「買い物をする場所が遠くて大変」、「幼い子どもがいるから働きにでるためには保育園に行く必要があるが、往復で2時間かかる」などの声が聞かれた。非常に不便な場所での生活を余儀なくされていた。この地域では、本来スクールバスが通っているが、児童が少ないことからスクールバスがなく、子どもたちは30分かけて自転車で学校に通っていた。しかし、「子どもたちはすでに、学校で友達ができ馴染んでいる。難民キャンプの時と変わらずに元気である。日本政府に感謝している。」との声も聞かれた。こうした千葉で行われた聞き取り調査からは、自立のためには働く必要があるが、住居環境が不便なこと、支え合える友人が傍にいないことが問題としてあげられた。

一方、三重県に定住した3家族は、調査時には住居を共にしていた。聞き取りによると、住居は職業訓練を受けている事業主から借りているという。プライバシーがないという難点があるものの、3家族が一緒に住むことで小さい子どもの面倒を見合って、仕事や家事をこなしていた。また、近所の人々との交流もあり、玩具をもらったりすることがあると話している。農業に従事しているということで、千葉県と同様、移動手段には自動車が必要である場所であることには変わらない。しかしながら、難民を受け入れた事業主の協力や難民の家族同士が協力しあっていることが感じられた。三重県に定住している難民は、千葉県の難民と同様に、「5家族が近くで一緒に住みたかった」と話した。しかし、3家族が一緒にいて協力できることは嬉しいとも説明した。三重県での聞き取りからは、移動が不便であるなど住環境の条件の悪さはあるものの、難民の家族同士の協力や近隣との関係が良好であることが分かった。

職業に関して、5家族の世帯主と妻は全員が農業に従事していた。既に述べたように、調査から明らかに

なったことは、農業に従事する環境は同じにしても、難民を取り巻く住環境が異なることが明らかであるといえる。最も異なる点は、三重県は同胞や近隣と協力し合える環境にあったということと、千葉県は支援やコミュニティとのつながりがなく、孤立感が否めなかったという点である。住環境の相違に加えて、就業条件も違うことが聞き取りから感じられた。千葉県の場合は、繁忙期に重なったこともあり、早朝出勤や残業、土日出勤が急に入ることも多々あり、仕事に対して「聞いていた条件と違う」という印象をもったようである。一方、三重県に定住した難民は、大幅な残業などもなく、稼ぎを増やすために週末に別のアルバイトをするという生活をしてきた。このように、受け入れの定住先によって難民を取り巻く環境が異なっていたことがいえる。

c) 調査分析

難民受け入れの歴史が長く、大規模な人数の再定住難民も受け入れている米国やカナダなどとは違い、極少数の聞き取り調査ではあるが、浮き彫りになった日本の課題は、一つの事例として制度改善の参考になり得るであろう。日本の場合、農業を職業の候補としたことから、都心から離れた場所で住居を構えることになった。そうした環境であるなら、家族や難民同士も含めたインフォーマルなネットワークの支援を受けられるようにする必要があるのではないか。政府が用意した支援体制だけでは限界があるし、難民自身が疎外感を感じることも自然なことである。また、「家族」で定住することは、子どもの教育を通じて日本への社会統合が早まることは事実であるが、働くことが禁じられている難民キャンプから来た難民が、家族を養って「自立」していくことは容易ではない。むしろ、非常に困難なことである。再定住制度を「人道支援」プログラムとして考えるならば、聞き取り調査で明らかになった、教育を重視する難民の考えから単身者等も候補者にいれるべきではないか。日本の再定住制度は、アジアでも初めてのことであり、改善の余地は十分にあるが、第一陣の難民の事例からいえることは、コミュニティ、家族、支援といった要素を中心に「難民の視点」が欠けていることがいえるだろう。

d) 第一陣が抱えた課題

聞き取り調査をした数ヶ月後（2011年の夏）、難民

の抱えた問題が大きくメディアに報道されることになる。千葉県での半年間の就業研修を終えた後、難民の夫婦が都内において、会見を開いた。彼らの主張によると、事前に説明されていた就労条件と大分異なることから、同農家で就職しないことを決断した。大幅な超過勤務に加え、幼児を抱えているにもかかわらず、保育園まで徒歩で何時間もかかるといった状況に不満を訴えた。弁護士を代理人として2家族は、仕事について肉体的にもきつく、作業が早朝や深夜に及んだり、土曜日に休みをとれなかったりと「実態は労働で、対価や説明が不十分。支援体制の拡充が必要」と外務省に申し入れた²²。難民は、6ヶ月間の就業研修を終えると、毎月提供されていた援助費が途絶える。学費や家賃などの生活費の支払いが不安であると自身の気持ちを表現した²³。こうして、千葉県に定住しようとした2家族は、2011年9月には都内に住居を移すことになった。その後、何とか就労先を見つけ、子どもたちも都内で就学している(2012年12月現在)。また、外務省の人権人道課は、この2家族について「彼らはもう自分たちの管理下にはなく、彼らの行方については分からない。」としている²⁴。後の、RHQ支援センター視察時(2012年2月)の職員の発言によれば、事業主にとっては猛暑の時期には、比較的涼しい朝から作業をすることの方が好都合であり、これは従業員への配慮だったとしている。どちらにせよ、語学の問題から意志疎通の難しさが、難民と支援関係者の間で誤解が生じていたことは明らかな事実といえるだろう。

4. 日本の第三国定住プログラムの再考

日本における、第三国定住事業は試験的に実施されているこの期間に、プログラム事業が再考される必要がある。特に、2つの改善点を指摘したい。第一に、第三国定住の人選についてである。現在は「家族」単位に限定されているものの、候補者はもっとひらかれていく必要があるだろう。第二に、定住後の難民支援のあり方が改善される必要がある。現在は、政府及び政府の外郭団体が主な支援者であり、NGOや市民団体は彼らに接触したり、直接支援したりすることが難しい状況にある。

難民の候補者の選択については、家族単位で選ぶなど、かなり限定されているため、人選の問題が指摘されている。現在は選考の基準が厳しく、夫婦と子供がいる家族だけに応募資格があるが、単身者や若者なども候補者として、日本の第三国定住プログラムへの応募

資格を与えるべきだとされる²⁵。現状では、教育の機会を求めている単身の若者などは応募の資格すら与えられない。

2011年夏のバンコクにて、筆者と数名の研究者や関係者、タイの大使館職員がインフォーマルに行ったミーティングにおいて、候補者の人選は法務省など日本政府だけが行うのではなく、地元のNGOなども面接官に入れるべきだという意見が聞かれた。例えば、長年にわたりメラを含める難民キャンプ等で、図書館事業の支援活動を中心に行っている、シャンティ国際ボランティア会(SVA)などのNGOなどが人選に携わることも提案できるという。同時期、タイのメラ難民キャンプで筆者が行った調査では、多くの子どもたちがキャンプで教育を終えたあとも、大学や大学院などへの進学を希望していることが分かった。

さらに、千葉県と三重県で行った国内調査においても、定住家族の親は日本の第三国定住へ応募した理由を、口をそろえて「子どもの教育」のためと答えている。教育が一番の関心事であることが明らかである。こうした背景から、プログラムの人選においても、現在のように限定しすぎず、応募の枠を広げるべきである。難民キャンプでは日本語を独学で勉強している若者などもいるが、彼らは現時点では日本の再定住への応募資格がない²⁶。在日難民で家族がタイの難民キャンプにいる者も、家族に応募してほしいと希望するが、「家族単位」という条件が厳しいとしている。

また、プログラムの改善のためには、定住後の支援をより充実させる必要がある。2011年10月、東京大学で行われた難民の円卓会議において、ある難民の男性は6か月間の職業訓練期間がメラ難民キャンプで想像していたものではなく、その就労条件もキャンプで説明されたものとはかなり異なっていたと発言している²⁷。インタビュー調査でも、何人かの難民は同じように発言していた。さらに、定住した家族同士は別々に暮らし、行き来も不便なことから、支援を手厚く受けられず、疎外感と不安を感じていた。元文部科学大臣の中川正春議員も、半年間の研修プログラムが十分でないことを「難民が就労を始めた後も、日本語を学習する機会が与えられるべきである」と指摘している²⁸。また、滝澤氏は、定住難民のためによりよい環境を作るには、政府任せにするのではなく、NGOや自治体、学校などが協力していく必要があるとしている。また、NGOや地元の人々が、地域コミュニティと難民を結ぶ役割を果たしていると指摘している²⁹。千葉県に居住した2家族についてのもっとも難しい状況は、別々

に暮らしていたことに加え、彼らを柔軟にサポートできるコミュニティとのつながりもなかったことが指摘される。全国難民弁護団連絡会議代表兼事務局長の渡辺弁護士は、2011年9月に外務省に提出した申し入れにおいて、支援者側と難民間のミスコミュニケーションが問題の主な原因となっていることをあげている。2家族は、支援団体側が電話やファックス、インターネットなどを持つことを制限していると指摘した。しかし、支援側であるRHQへ視察した際（2011年2月）の情報によれば、こうした通信機器の制限は事実でないとしていた。いずれにせよ、難民、支援団体、雇用主の3者間で意思疎通の誤解が生じていたことは明確である。

人の移動において、人々のネットワークは不可欠である。定住プログラムは政府が行うものであっても、彼ら自身が様々なコミュニティにアクセスする必要がある。支援は政府に限定されるものではない。政府や、機関、それぞれの立場からではなく、「難民の視点」をもっと加えるべきである。元UNHCR駐日事務所首席法務官であるダニエル・アルカルは、難民の統合は何段階かに分けてされるべきであるとしている。第一段階では、彼らの民族のコミュニティの近くで暮らし、慣れてきたら次の段階で、コミュニティから離れ、段階的に独立していくようにする。それが、難民が無理なく自立できる道になりうる³⁰。

また、このプログラムの政策決定過程においては、人類学的視点である、ネットワークやコミュニティといったキーワードも加えられる必要があると考える。移民研究が専門であるダグラス・マッセイは、移民のネットワークは、雇用の機会といった経済的なものにもつながる社会資本となりうることを明らかにしている。新しい土地で、コストを抑え、リスクを軽減することができる。さらに、マッセイは移民ネットワークが住居、雇用、経済援助などに関連する情報を与え、様々な形で援助をもたらすとしている³¹。こうした、背景からも再定住難民は、ネットワークやコミュニティを通じた間接的な支援も非常に重要となってくる。プログラムはパイロットとして開始されたため、「成功」が今後の鍵となってくる。日本政府は再定住難民が何も「問題がなく」暮らすことを「成功」としている³²。

5. おわりに

第一陣の問題が浮上し、プログラムの見直しの必要

性が明らかになった。2011年12月には在日難民、庇護者等を支援する13の団体・NGOのネットワークである、なんみんフォーラム（FRJ）や滝澤三郎氏、在日ビルマ人難民弁護団³³の事務局長である渡辺彰悟弁護士などを含む政府との意見交換会が初めて開催され、2012年1月には2回目が行われた。第2回の意見交換会では、FRJを中心に、NPO側から政府に第三国定住に関する課題と提案が発表された。理念やゴール設定がないこと、政策決定において、各ステークホルダーの関与がないこと、また受け入れ体制・内容が不十分などといった現状の課題があげられた。また、官民連携や、選定・対象者の拡大、受け入れ体制についての提案がなされた³⁴。それまで意見交換会などといった機会は設けられなかったため、この動きは非常に前向きに捉えることができ、継続的に行われるべきである。その後、2012年の春には意見交換会が第三国定住に関する有識者会議としてほぼ1ヶ月に1度、定期的に会議が設けられて今後の方針が議論されている。

また、来日後の支援体制においては、本来未公開である定住支援センターにRHQ本部長の紹介を通じて、筆者は第二陣の研修の様子を2012年2月に視察した。視察を通じて、第一陣からの教訓により、いくつかの点が改善されたことが分かった。現在は、到着後の研修プログラムを終えて、その後の半年間の職業訓練が終わると、支援体制が全くなくなる。外部との接触を断られた定住支援施設で半年間の適応訓練を受けた難民は、退所後は直ちに経済的自立を求められる。これでは難民の「囲い込みと放り投げ」に近く、難民が悲鳴を上げるのは当然、と滝澤氏は指摘した³⁵。視察の際の職員の話によれば、第一陣の時には銀行手続き、携帯手続きといった諸々の書類手続きは難民ではなく、支援者側であるRHQ職員が代行に行っていたという。難民キャンプで生活していた彼らは、「働く」「家計簿」といった意識がなかったため、この点において、例えば高額の電話代請求などといったことで非常に苦労している。そのため、第二陣の研修においては、こうした諸手続き等を自分たちで行わせ、すべての研修者に計算式を覚えさせるなど、自立につながる改善点が見られた。また、自転車に乗れないことにより、不便な住環境で困難に窮する事例があったことから、自転車の乗り方の研修も行うようになった。そして、自治体や民族コミュニティとの接触なども行っている。依然として、外部の側から難民に接触する機会はほとんど与えられないものの、1年目よりは2年目、2年目よりは3年目の体制に改善が期待される。

2012年で、3年間のパイロットプログラムは3年目を迎えた。同年秋には第三陣の定住難民を受け入れる予定であった。しかし、タイでの出発前研修の終了直前に、全員が来日をキャンセルした。なぜここまで日本行きの人気がないのか。当然、未知の世界への旅たちは不安が伴うものである。しかし、数十年暮らす難民キャンプを離れるより、日本に来る事をためらうには、よほどの理由があるはずで、まだ大いに事業改善の必要があるといえる。

現在は、日本政府や関係機関において、第三国定住プログラムをパイロットで終わらせるか、今後も継続するかどうかを決定する最も重要な時期である。日本はUNHCRへの拠出で大いに貢献しているにもかかわらず、国内への難民受け入れといった実践的な貢献は少ないと、国際社会から非難されることが多々ある。そのため、この第三国定住プログラムを日本がアジアで初めて、導入したということは大変意義深い。プログラムの「成功」は大いに期待される。受け入れる難民の数自体は少なく、数字の上での貢献は小さい。しなしながら、日本が質の良い、独自の支援体制の枠組みを作ることができれば、その貢献は大きなものになる。また、国内の難民問題への関心を集める機会にもなっていく。第三国定住は政治性が強く、日本も難民の「権利」のためにこの制度を導入したのではなく、国際的なイメージの向上という政治的利益を最も大きな動機としたとされている³⁶。しかし、第三国定住プログラムは、外交の国や組織などの立場を越えて、再度、難民からの人道的な視点、地に足をつけた制度として再考する必要があるのではないだろうか。

《注》

- 1 長期化した難民状況 (Protracted Refugee Situations) とは、本国への帰還もできず、恒久的な解決策もないままキャンプのような避難場所に少なくとも5年以上留まざるを得ない難民の状態のことをいう。
- 2 UNHCR 2010
- 3 国連難民高等弁務官 (UNHCR) など国際的な基準に合わせて、本報告では国名を「ミャンマー」と記載する。政治的な意図を示すものでない。
- 4 TBBC 2011
- 5 難民条約に批准していないタイ政府は、難民キャンプ (refugee camp) を認めておらず、“temporary shelter” としている。25年以上続くキャンプであっても“temporary” である必要があるため、キャンプ内の建築にはすぐに取り壊しが可能な素材 (竹や葉など) を使用するという規定がある。

- 6 「難民事業本部」 (Refugee Assistance Headquarters, RHQ) は、政府の委託を受け、日本に定住する難民の定住促進を行っている団体である。インドシナ難民の定住受入れの際、1979年に設置された。第三国定住プログラムに関しては、難民の来日後の研修を担当している。
- 7 難民移民ドキュメンテーションセンター (Center for Documentation of Refugees and Migrants, CDR) とは、2010年4月に (株) 法学館の寄付により、東京大学総合文化研究科内に設置された。国内外の難民・移民に関する法務、行政、統計資料、研究論文の収集、分析などを行い、英文学術誌 CDRQuarterly などを発刊している。
- 8 UNHCR 2010
- 9 UNHCR 2010, 3-4
- 10 UNHCR 2010, 7
- 11 Miura and Masutomi 2011
- 12 内閣官房 2011b
- 13 内閣官房 2011b
- 14 Miura and Masutomi 2011
- 15 Miura and Masutomi 2011
- 16 IOM 2010
- 17 読売新聞 2011
- 18 大野 2011
- 19 小池 2011
- 20 内閣官房 2012a
- 21 難民事業本部 2011
- 22 朝日新聞 2011
- 23 朝日新聞 2011
- 24 Martin 2011
- 25 読売新聞 2011
- 26 内閣官房 2012
- 27 難民連携委員会 2011
- 28 The Mainichi Daily News 2011
- 29 The Mainichi Daily News 2011
- 30 Alkhal 2011
- 31 Douglas, et al 2010
- 32 Miura and Masutomi 2011
- 33 「在日ビルマ人難民申請弁護団」は、1992年に発足。迫害を受けるおそれから本国を逃れたビルマ人が、日本で保護を受け、また、迫害の待つ本国へ送還されることのないよう、難民認定申請や異議申立手続などの行政手続における支援や行政訴訟を行っている。現在弁護団のメンバーは、東京のみならず名古屋、大阪の弁護士にも広がっている。
- 34 難民支援協会 2012
- 35 読売新聞 2011
- 36 小池 2011

【参考文献】

(日本語文献)

- [1] 『朝日新聞』2011年9月29日朝刊「ミャンマー難民遠い安住」
- [2] 小池克憲 (2011) 「日本は変わったか - 第三国定住制度導入に関する一考察」『難民研究ジャーナル』1号 難民研究フォーラム
- [3] 内閣官房「第三国定住による難民の受け入れに関するパイロットケースの実施について」(平成20年12月16日閣議了解)
<http://www.cas.go.jp/jp/seisaku/nanmin/081216ryoukai.html>
(2011年12月15日採録)
- [4] 内閣官房 (2012a)『第1回 第三国定住に関する有識者会議』5月8日
- [5] 内閣官房 (2012b)『第三国定住による難民の受け入れ事業の現状と今後の方針について』3月29日
- [6] 難民支援協会「内閣官房での第三国定住に関する意見交換会とNPOからの提案について」
<http://www.refugee.or.jp/library/policy/2012/01/19-1700.shtml>
(2012年2月15日採録)
- [7] 難民事業本部 (2011)『難民事業本部案内』財団法人アジア福祉教育財団 難民事業本部
- [8] 難民連携委員会 (RCCJ)『難民円卓会議』2011年10月9日 東京大学
- [9] 『読売新聞』2011年10月19日朝刊「論点」

(英語文献)

- [10] Alkhal, D. 2011. CDR-HSF Special Summer School 2011. September 27-29. University of Tokyo.
- [11] Douglas T. Gurak and Fe Caces, 2010. Migration Networks and the Shaping of Migration Systems. In *Migration* vol.1. *Theories* (ed) Steven Vertovec: Routledge.
- [12] IOM. 2010. Resettlement Assistance: Helping Refugees Begin a New Life.
<http://www.iom.int/jahia/Jahia/pid/712> (Accessed September 2, 2012).
- [13] The Mainichi Daily News. 2011. Japan faces uphill challenge in receiving Myanmar refugees. November 3, 2011.
- [14] Martin, A. 2011. Karen refugees snub farm, try luck in Tokyo. The Japan Times. November 3, 2011.
- [15] Miura, J. and Masutomi, S. 2011. Third Country Resettlement Programme in Japan. *CDRQ Volume 2*. Tokyo: Center for Documentation of Refugees and Migrants.
- [16] TBBC. 2011. Burmese Border Displaced Persons: July 2011. <http://www.tbbc.org/camps/2011-07-jul-map-tbbc-unhcr.pdf> (Accessed August 5, 2011).
- [17] UNHCR. 2010. Projected Global Resettlement Needs 2011. <http://www.unhcr.org/refworld/docid/4c5acc3e2.html> (Accessed July 2, 2011).

